

「誰も取り残さない」サイバー監視へ

「Cybersecurity for All」を踏まえた対応の強化

サイバー空間の課題認識

あらゆる主体が
参画する
公共空間化

サイバー・フィジカル
の相互連関・連鎖
の深化

サイバー攻撃の
複雑化・巧妙化

安全保障上の
脅威の増大

「Cybersecurity for All」

～誰も取り残さないサイバーセキュリティ～

DXに向き合う**地方、中小企業、若年層、高齢者等**

目に見えないリスクと向き合う
個人・組織

サイバー攻撃による**重要インフラ**停止、
知財の窃取、金銭被害等の増大

国家の関与が疑われる
攻撃

個人

組織

DXとサイバーセキュリティの同時推進

- デジタル改革と一体で：経営層の意識改革、地域・中小企業の取組促進
(経営インセンティブ、安価かつ効果的な支援サービス・保険の普及)
- 誰も取り残さないリテラシーの向上と定着
(高齢者向けデジタル活用支援講習会との連携、GIGAスクール構想に合わせた普及啓発、サイバー防犯ボランティア)

安全保障の観点からの取組強化

- 中露北からの脅威等を踏まえた
外交・安全保障上のサイバー分野の優先度向上
- 防衛省・自衛隊におけるサイバー防衛能力の抜本的強化
- 「妨げる能力」、外交的手段や刑事訴追等を含めた対応、日米同盟の維持・強化
- 国際協力・連携

公共空間化と相互連関・連鎖が進展するサイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保

- 国民・社会を守るためのサイバーセキュリティ環境の提供
(産業横断的なサプライチェーン管理、サイバー犯罪対策、クラウドサービス利用のための対策の多層的な展開、経済安全保障の視点を含むサイバー空間の信頼性確保)
- 深刻なサイバー攻撃から国民生活・経済を守る包括的なサイバー防御等の展開
(情報収集から対処調整、政策措置までの一体的推進の総合調整を担うナショナルサートの機能強化、政府機関・重要インフラ等の各主体のセキュリティ対策)

デジタル化とサイバー局新設⇐サイバーセキュリティ政策会議報告

2

※サイバーセキュリティ政策会議(警察庁長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官私的懇談会:前田雅英委員長)

▼2020年度報告書「生活様式の変化等に伴うサイバー空間の新たな脅威に対処するための官民連携の更なる推進」

新型コロナウイルス⇒「新しい生活様式」、加速するデジタル化⇒サイバー空間が重要で公共性の高い場へと変貌
今後のサイバーセキュリティに求められる基本理念=「**公共空間としての安全性確保の重要性**」

↓
犯罪対策と安全保障を一体として捉えた包括的対策の必要性
全国民が安心して参画できる空間の実現に向けた各主体による取組の必要性

▼2021年度報告書 新たに設置されるサイバー局・サイバー隊が掲げるべき理念や取り組むべき具体的な施策を検討

▽サイバー空間における深刻な脅威に対処するためには、これまで**分散していた警察庁内のリソースを一元化**して効果的な対処体制を構築することや、的確な事案の全容把握と捜査・対策の調整、さらには海外治安機関等と連携した国際捜査の推進等が不可欠

▽サイバー局は、各種サイバー情報の一元的集約・分析、サイバー事案に関する効果的な対策・連携の実施、海外治安機関等との緊密な連携等を担い、サイバー隊は、国家性、無地域性、対処リソース集約の必要性を踏まえ、現行の都道府県警察のみによる捜査を補完し、国の機関として自ら国際共同オペレーションや重大サイバー事案の捜査を担う

▽「新組織は、実空間と公共空間としてのサイバー空間とが融合したデジタル社会においても安全・安心を実現するための中心的役割を果たすことが求められており、**刑事部門、生活安全部門、交通部門、警備部門などの警察の既存部門と連携**し、警察組織全体でサイバー空間・実空間の両者にわたり隙間なく脅威に対処することはもちろんのこと、多様な主体と手を携えて、新たな社会においてもこれまで以上の安全・安心を実現」

▽新組織が解決すべき課題

1)施策の的確な推進を実現するための「対処体制の強化」

警察内他部門等との連携体制構築

令和4年度中に、警察庁サイバー局と生活安全、刑事、交通、警備局等他部門との間において、情報共有、政策立案に係る相互支援、技術的な助言・支援等を行う連携体制を構築する。

2)サイバー空間に由来する越境性に対し実効的な取組を進めるための「国際連携・対応の強化」

3)実態を把握し、日々新たな技術・サービスに対応するための「実態把握と社会変化への適応力の強化」

4)マルチステークホルダー・プロセスに基づく取組を進めるための「社会全体でつくる安全・安心」

警察庁のデジタル中長期計画⇒警察情報共通基盤整備

「デジタル・ガバメント実行計画」(2019.12.20閣議決定)



「警察庁デジタル・ガバメント中長期計画」 2020～2024年度

主な取組は、**運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化**

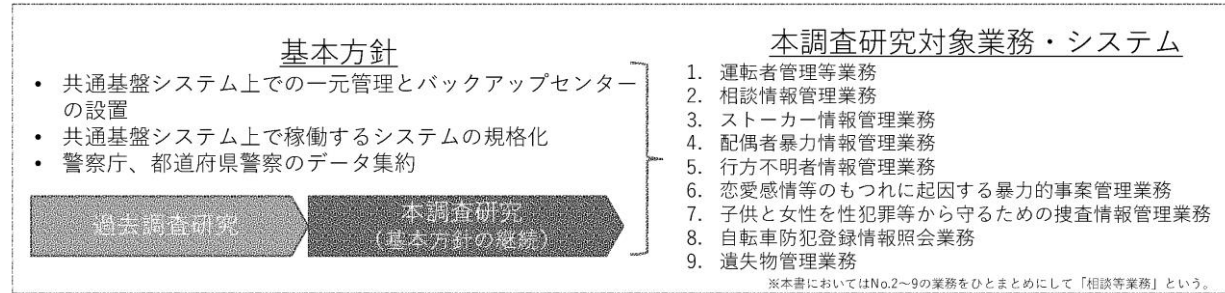
警察情報管理システムは、警察庁・都道府県警察が個別にシステム整備・・・データ標準化が不十分

⇒警察庁において、警察庁及び都道府県警察が活用する**共通基盤を整備**し、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組む。2019年度の調査研究を基に、2020年度から新システムの構築。2022年度以降、順次、警察庁及び都道府県警察のシステムを移行。これにより、データ利活用による第一線警察活動の迅速化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減を推進

・2019年度「警察庁情報管理システムの合理化・高度化に関する調査研究」(日本IBM)

・2020年度「警察庁情報管理システムの合理化・高度化に関する調査研究業務」(アクセンチュア)

警察組織のガバナンス強化のため、共通基盤システムに各種プログラム及び主要データを集約し一元管理することにより、システム処理性能を確保しつつ**データ標準化等を通じたシステム間の連携強化**を図る。
将来的には9業務以外も集約する予定

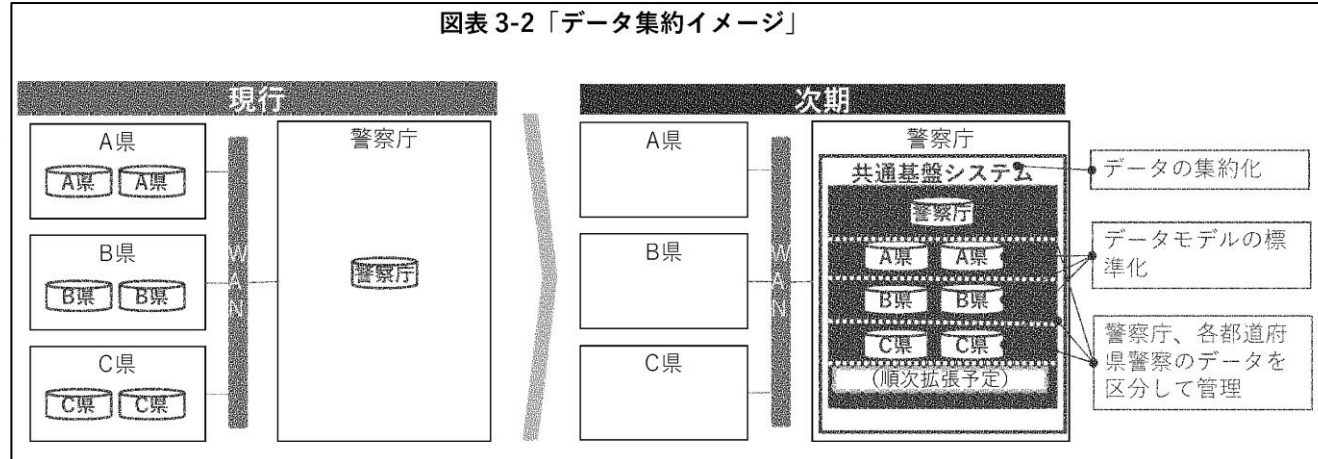


・自都道府県警察以外のデータを許可なく参照及び更新できない仕組みとする必要

・共通基盤システム上では警察庁及び各都道府県警察のデータをそれぞれ区別された状態で管理する仕組みとする

・ただし、**全国共有が可能なデータや警察庁への送受信が必要なデータ**については、**警察庁が管理するデータとして一元的に集約**を行う

図表 3-2 「データ集約イメージ」



デジタル重点計画と警察情報

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年12月24日閣議決定)

③ 情報通信技術を用いた犯罪の防止(32頁)

国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようになる観点から、不正アクセスの防止やトレーサビリティの確保に向けた官民連携の取組、サイバー犯罪に関する警察への通報の促進、サイバー犯罪の取締りへの技術支援・解析能力の向上、サイバー犯罪に関する注意喚起の実施等に取り組む。また、**令和4年度(2022年度)に警察庁の組織改正を行い、サイバー事案への対処能力の更なる強化を図る。**

② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現(46頁)

令和6年度(2024年度)末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。

これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度(2024年度)末までに**警察庁が整備する共通基盤(警察共通基盤)上に集約**する。

② 警察業務のデジタル化(93頁)

警察情報管理システムを、警察共通基盤上に順次共通化・集約化しつつ、更なる警察業務のデジタル化を通じて、国民の利便性の向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化と警察情報管理システムの整備・維持に係るコスト削減を図るため、以下の取組を行う。

- ・運転者管理システムは、令和5年(2023年)1月に警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始し、令和6年度(2024年度)末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・遺失物管理システムは、令和4年度(2022年度)末から警察共通基盤上で運用を開始し、令和8年度(2026年度)末までには全都道府県警察において運用を開始する。
- ・交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向けた制度改正や警察共通基盤を活用したシステムの仕様等についての検討を令和4年度(2022年度)末までに行い、交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施する。
- ・利用者の利便性向上、行政事務の効率化に資する本格的な行政手続オンライン化のシステムの検討・構築を行う。

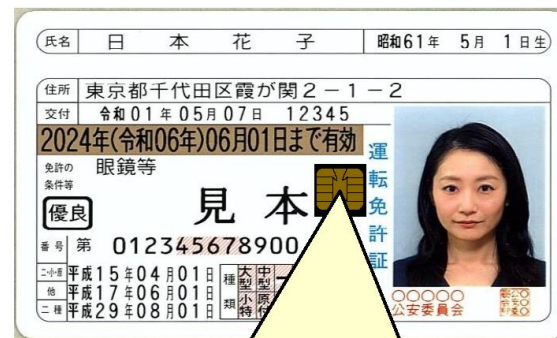
運転免許証・マイナンバーカード一体化

マイナンバーカードに運転免許情報を一体化する場合（イメージ）

現行



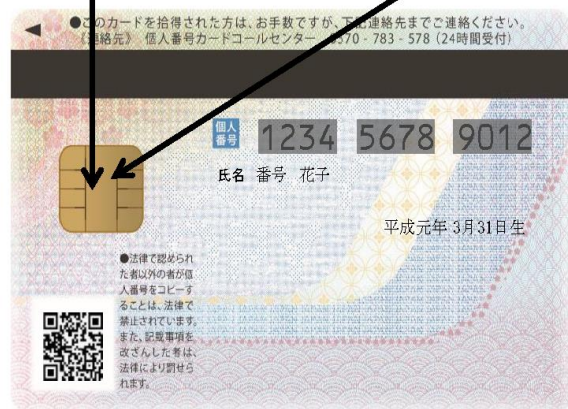
- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、性別、有効期間、個人番号)
- 顔写真



- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、免許証交付年月日、有効期間の末日、免許種類、免許証番号等)
- 本籍
- 顔写真

※ 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用

一体化後



共通の情報

氏名、生年月日、住所

マイナンバー固有の情報

性別、有効期間、個人番号、顔写真

免許固有の情報

交付年月日、有効期間、免許種類、免許番号、本籍、顔写真等

← 技術的に、警察がアクセスできないようにする方向で調整する予定

- 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用。
取締りに要する時間が短縮。

注) 違反歴は含めない
取締り実務・セキュリティの観点から不要。

運転免許証のデジタル化の実現に向けて

検討の
方向性

運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録して一体化

目指す
効果

① 住所変更等のワンストップ化

➤ 住所変更等の際、市区町村窓口でマイナンバーカードの住所を変更すれば、警察署に届け出ることには不要に。

② 居住府県外における迅速な更新

➤ 現状、約3週間かかって郵送により交付される免許証をより迅速に受取可能に。

③ 免許更新時の書類提出・講習のオンライン化

➤ マイナンバーカードの公的認証機能を用いてオンライン化された講習の受講を可能にするなど、更新手続をよりスムーズに。

課題

システム連携（運転免許情報を管理するシステムの全国共通化）

➤ 現在、運転免許情報を管理するシステムは、各府県警察で個別に整備し、データ標準化も不十分。

➤ 警察庁においては、IT総合戦略室と連携し、平成30年から統一的な共通基盤の整備に向けて準備。令和2年6月から開発を開始。

➤ 令和4年度以降、順次、各府県警察が共通基盤に移行していく予定。

⇒ 住所変更等のワンストップ化など、国民の利便性確保のためには、**共通基盤の整備完了と市町村側の手続と連携するシステムの構築が必要**

※ 警察がマイナンバーカードのICチップのマイナンバー領域に自由にアクセスすることができないような制度的・技術的措置を講じる。

業務の実施方法

➤ 一体化したカードの発行手続等について関係省庁と調整。

今後の
予定

全国でのシステム統合完了には、現時点では、令和7年度までかかる見込み。令和8年中に一体化を開始予定であるが、さらに早期実現が図れるよう鋭意検討中。

運転免許証とマイナンバーカードの一体化の最近の報道

- ▼12月23日警察庁発表の**改正道路交通法案**の原案の骨子。 来年(2022年)の通常国会への提出をめざす自動運転、電動モビリティの交通ルール、運転免許証とマイナンバーカードの一体化(朝日新聞2021.12.23)
- ▼マイナンバーカードに一体化された後は、**本人が希望**すれば、免許証に記載された氏名や有効期限、運転の条件といった情報が**マイナンバーカードに記録**される。(毎日新聞2021.12.23)
- ▼警察庁によると、一体化した後、**利用者はマイナカードだけ所持してもよいし、両方を持つこともできる。運転時は、どちらかを携帯**しなければならない。免許証と違い、マイナカードの表面に有効期限などの免許情報は記載されず、交通取り締まりの警察官らは**端末で読み取る**仕組み。(共同通信2021.12.23)
- ▼運転免許証の情報は、それぞれの都道府県警察が独自の情報管理システムで所有していますが、警察庁は**共通基盤システムへの集約化**を着実に推進するための予算を要求。110番通報などへ迅速・的確に対応する通信指令システムの整備などを含めて、137.8億円を2022年度予算案に盛り込みました。(乗り物ニュース 2021.12.24)
- ▼警察庁は、優良運転者の免許更新の講習をオンラインで実施するモデル事業を、4道府県で2月1日から3月31日まで実施することを全国の警察に通達した。オンライン優良運転者講習のモデル事業は免許更新手続きの利便性向上が目的。北海道、千葉県、京都府、山口県に住所のある優良運転者が対象で、**マイナンバーカードを保有して有効な署名用電子証明書の発行を受けている必要**がある。
モデル事業を管轄する警察が作成する講習動画は、警察庁から各都道府県警察に提供している更新時講習用映像教材を活用する。受講後、**運転免許証の有効期間更新手続きは従来通り、運転免許センターなどで適性検査、写真撮影などを行う必要**がある。(2022.1.3 10:00配信レスポンス)
- ※「健康保険証とマイナンバーカードの一体化」等は、マイナンバーカードのICチップにデータは入れず内蔵の電子証明書でオンライン資格確認等システム等のデータベースにアクセスして資格情報を取得する仕組み。
ICチップに免許証記載事項を記録するとしたら、住所変更等の情報を警察署等で入力せずはどう反映するのか？

運転免許証とマイナンバーカードの一体化の問題点

- ▼2020デジタル改革法・・・行政・自治体・民間の情報共有の円滑化を目的⇒「デジタル監視法案」
サイバー空間が全ての人が関与する「公共空間」に⇒「誰一人取り残さない監視」へ



運転免許証とマイナンバーカードの一本化を利用し、都道府県を越えた警察情報の共通基盤整備
分散していた警察庁内のリソースを一元化。刑事・生活安全・交通・警備部門の連携
警察への監視(システムの透明性と保有情報の個人情報保護措置)が必要
rf.1/18DNA裁判名古屋地裁判決＝具体的必要性が示されなければ保管しつづけてはならない
rf.マイナンバー法・・・警察への提供・「必要な範囲で」利用保管可能、違憲訴訟での曖昧な説明

- ▼2021.5個人情報保護法改正＝行政機関も個人情報保護委員会の監視監督対象に
委員会が警察等にどのような監視を行うのか、明らかにすることがサイバー監視の前提

- ▼顔データ・・・運転免許証8200万人＋マイナンバーカード5200万人(2023年3月末全住民所持方針)
マイナンバーカードの顔写真データはJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)で保存
捜査関係事項照会で提供例
⇒デジタル法でJ-LISは地方公共団体共同法人から国地方の共同法人化＝国関与強化

- ▼マイナンバーカードと運転免許証の一本化で、どんなメリットがあるのか
- ・住所変更等のワンストップ化?・・・更新手続きは従来通り、運転免許センターに行く必要
 - ・居住府県外での迅速な更新?・・・郵送の3週間よりどの程度短縮?
 - ・講習のオンライン化・・・適性検査、写真撮影などは運転免許センターで行う必要
 - ・更新期間のズレ・・・運転免許証3年か5年、マイナンバーカード10年(電子証明書は5年)

- ▼「運転免許を見せてください」と言われてマイナンバーカードを渡すと・・・
マイナンバーカード＋暗証番号で、マイナポータルからマイナンバーで管理する個人情報丸見え

マイナンバーカード＋暗証番号でマイナポータルからわかる個人情報

マイナポータルにより取得できる自己情報（主なもの）

○マイナポータルは、番号法に基づき行政機関等間で連携する自己情報について、本人が照会する機能を提供しています。

世帯	○世帯の属性の情報 ※氏名、性別、生年月日、住所の4情報は、中間サーバーでは情報連携しない仕組み
地方税	○住民税の所得情報、賦課年度
健康・医療	○医療保険の資格・給付情報（保険者名、資格適用開始日、保険料賦課、高額療養費限度額等） ○予防接種の情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） ○乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等） ※特定健診情報：令和3年10月までに開始予定 ※がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の情報：令和4年6月に開始予定
子育て	○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報（認定区分、認定日、支給額等） ○母子保健法による妊娠の届出情報 ○高等学校等就学支援金に関する情報 ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報
福祉・介護	○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 ○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ※療育手帳の情報は令和4年6月から追加 ○生活保護の実施に関する情報 ○介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、保険料賦課、高額介護費等）
雇用・年金	○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 ○公的年金給付の支給に関する情報